

「管理業者登録申請」にあたっての留意事項

申請手続き全般に関する留意事項	
1	<p>賃貸住宅管理業者の登録申請は、原則、<u>『賃貸住宅管理業登録等電子申請システム』</u>（以下 電子申請システムという。）にて申請していただくことをお願いしております。</p> <p>紙申請も受け付けますが、書類の補正や差し替え等が生じた場合に郵送が必要になる等申請者側に不便等が生じます。</p> <p>なお、法による登録が義務づけられる対象は、管理戸数200戸以上の業者になりますが、管理戸数が200戸を超えない小規模な賃貸住宅管理業者であっても、登録を受けることにより、社会的信用力が高まると考えられることから、登録を受けることを推奨しております。なお、登録を受けた場合は、管理戸数が200戸を超えない場合であっても、賃貸住宅管理業法に関する規制に服することとなり、これに違反した場合、監督処分や罰則の対象になることに留意してください。</p>
2	<p>賃貸住宅管理業者として新規に登録申請をする場合は、登録免許税法に基づき、申請件数1件あたり「90,000円」を納付してください。賃貸住宅管理業者の登録更新時において、書面による場合は「18,700円」、オンラインによる場合は「18,000円」を納付してください。</p> <p>A：新規登録の場合、登録免許税を納付した「領収書」を登録申請書第6面に貼付してください。登録免許税の納付先等については下のリンク先にあるご案内を必ずご確認ください。</p> <p>B：登録更新の場合、所定の手数料分の「収入印紙」を登録申請者第6面に貼付してください。</p>
3	<p>本ホームページ内に掲げる様式のうち、登録申請（更新）及び変更手続き等に係る様式においては、紙申請を行う場合にのみ使用していただくことを目的としているため、『電子申請システム』にて申請される場合、本ホームページに掲げる様式（⑥及び⑭の様式は除く）は作成しないでください。</p> <p>電子申請の場合、本ホームページに掲載している、⑭「業務の状況に関する書面を補完する管理物件一覧表（参考様式）」のデータを作成の上、電子申請システムに添付してください。なお、電子申請・紙申請を問わず、⑥「登録申請書第6面」に登録免許税納付した領収証書の原本を貼り付けのうえ郵送してください。</p>
4	<p>電子申請の場合、基本的に、申請情報は全て電子申請システム上に直接入力する仕組みとしているため、電子申請システムを使用されるにあたっては、必ず「賃貸住宅管理業登録等電子申請システム操作マニュアル」をご確認ください。</p>

「管理業者登録申請」にあたっての留意事項

申請手続き全般に関する留意事項	
5	登録番号は、地方整備局等单位ではなく全国を通して採番され付与されます。また、必ずしも申請順とはならず登録審査が完了をした順に付与することとしております。なお、 令和2年6月30日までに廃止前賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けていた者 （令和2年6月30日までに廃業等の届出を行った、又は、登録の有効期限を迎え登録の更新をしなかった者を除く。） については、賃貸住宅管理業の登録を受ける際、その登録番号の括弧書きの欄には（2）が記載されます。 また、令和2年7月1日以降に廃止前賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録の有効期限を迎え、法の規定に基づく登録の申請をするまでに廃止前賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録の更新を行わなかった者についても、同様とします。
6	管理業者登録後、 個人事業主の方におかれましては、登録申請方法を電子申請に変更する場合の留意事項を必ずご確認ください。
7	登録申請者は、法第6条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の個人情報警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。
8	個人が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含めて提出する必要があります。
9	登録における申請者への通知について、賃貸住宅管理業登録等電子申請システムを利用する申請者に対しては、 当該システム内にて通知いたしますので申請状況について都度ご確認ください。 なお、電子申請システムを利用しない申請者又は電子申請システムを利用した申請者で通知の送付を希望する者に対しては、別途定める様式を用いて郵送等の方法により通知を行うものとしますが、 申請時において、申請者自身で用意した封筒に住所・宛名を記載し、120円分の切手を貼付して郵送してください。 （紙申請の場合は申請書類と封筒を一緒に同封すること。）
10	登録の申請に対する 標準処理期間 については、原則として、申請の提出先とされている地方整備局長等に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する期間を 90日 としています。なお、 適正な申請を前提に定めるものであるから、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間はこれに含まれません。 また、適正な申請に対する処理についても、審査のため、相手方に必要な資料の提供等を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間はこれに含まれないものとします。
11	業務管理者の配置状況に変更が生じた場合、登録時の申請方法（電子申請・紙申請の方法）を問わず、変更が生じた日から30日以内に別記様式第五号のエクセルデータを以下のメールアドレス宛に送付してください。 ktr-chintaiKANRI@gxb.mlit.go.jp

「管理業者登録申請」にあたっての留意事項

申請手続き全般に関する留意事項	
1 2	登録の有効期間は 5年間 です。有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする者は、 有効期間満了日の90日前から30日前までに登録の更新申請 を行ってください。 更新申請がない場合、有効期間満了と同時に登録抹消となります。
1 3	法の施行前から賃貸住宅管理業を営んでいる者については、 経過措置 として、 法の施行から1年間 （その期間中に登録申請を行った者は、当該申請に対する処分があるまでの間） は登録を受けなくとも賃貸住宅管理業を営むことができます。 ただし、 法の施行から登録申請を行わないまま1年間を経過してしまうと、無登録営業として罰則の対象となる ので、注意してください。また、 経過措置の期間中も、みなし賃貸住宅管理業者として、法に基づく規制の対象となる ので、法の規制内容をよくご確認の上で業務を行ってください。
14	紙申請をご提出される場合、提出部数は1部のみです。副本の受領等はいりませんので、誤って2部郵送なされないようご注意ください。